

報告第 29 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 10 月 19 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
平成 30 年 9 月 12 日	207,360 円	足立区伊興 在住者	平成 29 年 9 月 1 日午前 8 時頃、相手側が足立区栗原四丁目 24 番先区道を歩行中、区が管理する道路上の舗装剥離により転倒し、前歯 2 本を損傷する傷害を負わせた。